

●香川県監査委員公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成19年9月21日

香川県監査委員 平 木 享
同 水 本 勝 規
同 鍋 嶋 明 人
同 野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成18年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
法務文書課	平成19年3月23日
中讃県税事務所	平成19年4月18日
東讃県税事務所	平成19年4月20日
消費生活センター	〃
西讃県税事務所	平成19年4月26日
文書館	平成19年5月30日
広聴広報課	平成19年6月4日
人権・同和政策課	〃
国際課（パスポートセンター）	平成19年6月7日
秘書課	〃
総務学事課	平成19年6月8日
人事・行革課	平成19年6月14日
自治研修所	〃
職員課（健康管理室）	平成19年6月18日
県民活動・男女共同参画課（県民室）	〃
青年センター	〃
税務課	平成19年6月19日
危機管理課	〃
消防学校	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 超過勤務手当の支給について

超過勤務手当の支給に当たり、誤って支給しているものがあつたので、支給した相当額を返

納させる必要がある。(秘書課)

イ 負担金の支払について

負担金の支払に当たり、誤って支払っているものがあったので、支払った相当額を徴収する必要がある。(人事・行革課)

ウ 補助金の適正な事務処理について

補助金の交付に当たっては、補助金交付要綱等に基づき適正な事務処理を行う必要がある。(総務学事課)

エ 使用料の徴収について

使用料の証紙収入について、証紙収納簿が作成されていなかったため、作成する必要がある。(総務学事課)

オ 休日給の支給について

休日給の支給に当たり、条例の規定の適用を誤って支給していたものがあったので、支払った相当額を返納させる必要がある。(危機管理課)

(3) 検討指示事項

県税に係る収入未済額について

県税及び延滞金等の税外収入に係る収入未済額の徴収については、強制徴収の強化や滞納整理の効率化を図るなど、積極的な徴収に努めているが、依然として多額の収入未済額があるので、引き続き効果的な徴収確保対策を講ずるよう検討する必要がある。(税務課)